

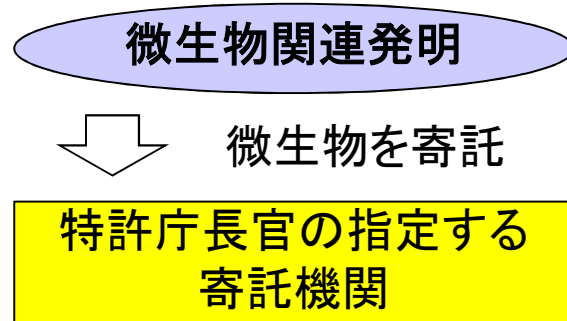
特許法施行規則改正に伴う 「生物関連発明」の審査基準改訂案

平成26年10月3日

特許庁

1. 背景

(1) 微生物関連発明に係る微生物の寄託

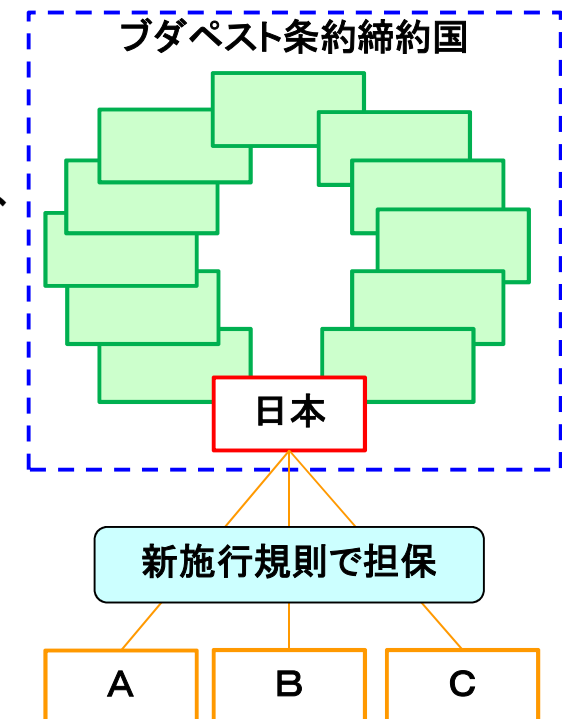


寄託を法的に義務づけることで、次の2点を担保。

- ①記載要件の充足
- ②第三者の微生物へのアクセス確保

(2) ブダペスト条約

締約国内の一つの国際寄託当局に微生物を寄託することで、締約国内において微生物寄託がなされたとみなされる。



(3) 特許法施行規則改正 (2014.8.12公布)

ブダペスト条約の締約国でない場合、

- ①日本と同一条件の手続を認める国であって、
- ②特許庁長官が指定する国については、その国の寄託機関に微生物を寄託することで、特許手続上、我が国の微生物寄託機関に寄託したことと同等の効力を得られるようにする。

(2015.1.1 施行)

2. 審査基準改訂案

(1) 引用条文の更新(審査基準第VII部第2章5.1)

条文を引用している箇所について、改正後の条文に更新するとともに、改正により新たに追加された寄託機関である「条約の締約国に該当しない国(日本国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して日本国と同一の条件による手続を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。)が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた機関」を記載する。

(2) 適用時期

改訂審査基準は、平成27年1月1日以降にされた特許出願について適用される。